

八幡浜市立図書館収集方針

・基本方針

市民の学習活動等を適切に援助するため、市民の高度化・多様化する要求に十分配慮して収集し、基本方針は「図書館の自由に関する宣言」に基づき以下のことに留意する。

- (1) 図書館は市民の知る自由を保障する機関として、多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。常に情報収集し、蔵書状況を把握して、継続資料の補充や既存資料の更新にも努める。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- (5) 収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- (6) 資料の更新には絶えず気をくばり、改訂版が出れば入れ替え、継続的に入れるべき資料は確実に収集する。
- (7) 児童・YA図書は対象が成長、発達過程にある子どもたちが対象のため、それぞれの段階に適した資料を内容や形態ともに豊富に揃え、適切な資料を提供できるよう日ごろから情報収集する。また芸術的・文学的な側面の他にも多様な観点から評価し収集する。

・各館方針

- (1) 各館がそれぞれの役割と機能に応じた蔵書構成に留意するとともに、八幡浜市全体の体系的な資料の充実を図る。
- (2) 保内図書館は児童書・YA書を中心に市民の学習・教養・趣味に資する資料を収集する。
- (3) 市民図書館は、図書館の中心的役割を担い、保内館が収集する資料のほかに、専門的資料、参考資料、地域資料、全集や個人全集（特に個人の全集）など補完する資料を収集する。

2015年7月1日